満の網）を使用する遠洋底びき網漁業によるコッド、ハドック、オヒョウ、ウィッチ、イエローテールフラウンダー、アメリカンプレース、カラスガレイ、ポラック及びホワイトヘイクの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるこれらの魚種の漁獲量の合計が、いずれの魚種についても、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

六　前号に規定する海域において、網目の内径が六十ミリメートル未満の網を使用する遠洋底びき網漁業によるマツイカの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるマツイカの漁獲量の合計が、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

七　次に掲げる海域（カナダの二百海里水域を除く。）において、第五号に規定する網を使用する遠洋底びき網漁業によるアカウオの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるアカウオの漁獲量の合計が、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

イ　北緯四十九度十五分の線とニューファンドランド島の海岸線との交点、北緯四十九度十五分西経四十六度三十分の点、北緯四十六度西経四十六度三十分の点、北緯四十六度西経五十四度三十分の点及びニューファンドランド島のセント・メリー岬突端を順次に直線で結ぶ線並びにニューファンドランド島の海岸線により囲まれた海域

ロ　北緯四十九度十五分西経四十六度三十分の点、北緯四十九度十五分西経四十二度の点、北緯三十九度西経四十二度の点、北緯三十九度西経四十六度三十分の点及び北緯四十九度十五分西経四十六度三十分の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域

八　前号イに掲げる海域（カナダの二百海里水域を除く。）における遠洋底びき網漁業によるコッドの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において一航海中のコッドの漁獲量の合計が千二百五十キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中のコッドの漁獲量の合計が総漁獲量の二十分の一以下である場合には、この限りではない。

（削る。）

（削る。）

（削る。）